

総務委員会会議記録（第2号）

令和6年 9月30日

福島県議会

1 日時

令和6年 9月30日（月曜）

午前 10時59分 開議

午後 1時14分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより人事委員会事務局の審査に入る。

今回、人事委員会事務局については付託議案はないが、この際、事務局長より発言を求められているので、これを許す。

人事委員会事務局長

（別紙「9月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

来年度の退職予定者は何人か。

採用給与課長

来年4月の採用予定者数を算出するための退職者については、各任命権者において把握している。採用予定者数は、退職者の見込みだけではなく、欠員、行政需要の見込み等、様々な要素を考慮して決定している。

古市三久委員

各任命権者が把握している退職者数について、人事委員会では把握していないのか。

採用給与課長

人事委員会では任命権者から必要とする採用数の報告を受け、それに基づき採用予定者数を決定し試験を実施しているため、正確な退職者数を把握していない。先ほど述べたとおり、各任命権者が様々な要素を踏まえて来年度の採用予定者数を決定する中で、退職者数を一つの要素としている。

古市三久委員

正確でなくてもおおよその退職者数は分からないのか。行政需要の増減を予想して合格者数を決めるのであれば、分からないということはあると思うがきちんと説明願う。

人事委員会事務局長

先ほど採用給与課長が説明したとおり、人事委員会は採用予定者数の決定に当たり、知事部局、教育委員会や警察本部等の各任命権者から、来年度はこれだけの人数を採用してほしいとの報告を受けて、その人数を確保できるよう試験を実施する機関である。各任命権者から退職者数のほかに欠員の状況、新たな行政需要など様々な要素を加味した採用予定者数が人事委員会に報告されるため、各任命権者、職種ごとの正確な退職者数は把握していないが、おおよそ7～8割程度を占めているかと思う。正確な数字については、先ほどからの説明のとおり答えられないため容赦願う。

古市三久委員

容赦できない。人事委員会は県職員の配置や労働条件、業務内容についての権限があると思う。したがって、来年度末の退職者見込数や行政需要を踏まえ、県民サービスを維持していくために必要な職員数について考えを示していく必要があることから、退職者見込数についてもきちんと把握しておくべきである。把握できていないことは、人事委員会として非常に問題だと思うが、どうか。

人事委員会事務局長

委員の指摘について承知はするが、現段階において、正確な各職種の退職者数は定年延長など流動的な部分があり、おおよその退職者数を把握した上で、採用予定者数をしっかり確保していくことが人事委員会の役割であると考えている。

宮川えみ子委員

先日、教員が年度当初ではなく秋頃に非常に不足し、ぎりぎりの教員数で非常に重大な事態になっているとのテレビ報道があった。複雑な要素が様々あるかと思うが、各任命権者との綿密な意思疎通が必要ではないか。局長説明の中で、多くの技術系職種において最終合格者数が採用予定者数に達しない結果となったとあるが、具体的にどの職種で採用予定者数に達していないのか。また、今後、第2回の試験を実施するとの説明もあったが、実施時期や大学卒業程度の採用候補者に係る過去の追加募集実績について聞く。

採用給与課長

今年6月に実施した大学卒程度試験において採用予定者数に達しなかった技術系職種は、農業、農業土木、林業、土木、建築、化学、畜産、心理及び福祉の9職種である。

次に、第2回の試験について、平成27年度に農業土木、土木の職種で追加募集試験を実施した実績がある。試験日程については、第一次試験が10月27日、最終合格発表は12月9日の予定である。

宮川えみ子委員

一般行政事務に不足が生じた際も、技術系職種と同様に追加募集した実績はあるのか。

採用給与課長

行政事務については、知る限りこれまで追加募集の実績はない。

宮川えみ子委員

各任命権者と綿密に連絡調整して採用事務を行わなければならない。欠員によって影響を受けるのは県民であり、行政の内容、仕事の進捗に関わることである。

過去に採用予定者数と実際の採用者数とで大きな差が出たことはなかったのか。

採用給与課長

最終合格者の決定に際しては、一定程度の辞退者数を見込んだ上で決定しているため、行政事務については、これまで採用予定者数を下回ることはなかった。

古市三久委員

先ほどの話に戻るが、人事委員会の所管業務は幾つあるのか。

事務局次長兼総務審査課長

職員採用、給与勧告、職員の身分保障や権利保障のための公平審査事務などである。

古市三久委員

人事委員会は職員の身分などの取扱いを所管していると思うため、各任命権者の退職者見込数も把握すべきであり、それが分からない状況でよいのか疑問である。

各任命権者における必要職員数と最終合格者数を説明願う。

採用給与課長

繰り返しになるが、採用予定者数をどのように見込むのかは各任命権者において退職者数、欠員状況、行政需要の見込みなど様々な要素を考慮して決定している。退職者数については見込数のため、具体の数字は答えられないが、当然、退職者の状況も踏まえた上で採用予定者数を決定している。人事委員会としては、各任命権者が決定した採用予定者数をしっかりと確保していくために採用試験を行っている。

古市三久委員

人事委員会は、各任命権者から不足人数を知らされていないのか。

採用給与課長

来年度4月1日現在の採用予定者数が、各任命権者の不足人数と考えている。その意味で各任命権者から必要人数の報告を受けており、それを踏まえて試験を実施している。

古市三久委員

つまり、各任命権者が採用したい人数と退職者数が同数であるかは別として、最

終合格者249人が必要人数であると人事委員会で把握しているわけである。その場合、人事委員会は退職者数が何人か分からなくてもよいのか。おおよその退職者数を把握していないのはおかしいと思う。分かってはいるがここでは言えないのか、もしくは全くあずかり知らないのか。

採用給与課長

先ほどから述べているとおり、採用予定者数は退職者数のほか欠員状況、行政需要によって決定される。単純に退職者数だけではなく複雑な要素を加味して、任命権者から必要な採用人数の報告を受けている。退職者数については、先ほど説明したとおり段階的定年延長に伴う再雇用制度もあり推計値である。各任命権者において、様々な要因を把握した上で採用予定者数を決定している前提で人事委員会は採用事務を実施しており、詳細な数字はここでは答えられない。

古市三久委員

任命権者は誰か。

採用給与課長

知事部局、警察本部、病院局及び教育委員会である。

古市三久委員

人事委員会は、任命権者ごとの退職者数を把握するとともに、県民サービスの維持、向上に必要な職員数を検証する必要があると思う。今年度末の退職予定者数を調べて後で教えてほしい。

採用給与課長

退職者数の推計は各任命権者が行うものであり、人事委員会で正確な数字を答えることが難しいので各任命権者に尋ねてほしい。

古市三久委員

人事委員会として退職者の見込数は把握しているが、ここではそれを答えられないとの理解でよいか。

採用給与課長

そうである。

古市三久委員

その理由を尋ねる。

採用給与課長

採用予定者数算定の一要素である退職見込みについては、単純に定年退職者数だけではなく様々な要因で退職するケースがある。定年引上げの暫定措置による再雇用制度や定年前に退職する職員など、退職者数は推計でしかない。そうした個別事情は各任命権者が把握しているが、人事委員会としてそこまで詳細な状況までは把握できていないためである。

古市三久委員

正確な退職者数ではなく、見込数を聞いている。人事委員会では答えられないということでのいいのか。

人事委員会事務局長

退職者数を把握すべきとの指摘について、試験の実施は地方公務員法に基づき、職員の競争試験及び選考に係ることを人事委員会事務局で実施すると規定されている。したがって、各任命権者からの要望人員を確保すべく、募集をかけ、受験者をより多く確保し、適正、有為な人材、一定以上の質の職員を選抜するために競争試験を実施し、辞退者を考慮した上で合格者数が必要数となるように取り組んでいる。すなわち、各任命権者から依頼のあった職種ごとの必要人数となるよう、合格者を出すために試験を実施することが人事委員会の役割である。

退職者数に対して採用予定者数が適正かどうかについては、競争試験事務だけでなく、職員の勤務条件、勤務実態、給与等を含めた労働諸条件について、人事委員会として、調査、報告し、必要によっては勧告する権限が地方公務員法上付与されていることから、人員配置の適正性について、超過勤務の実態なども総合的に勘案し、人員不足の状態にあれば人事委員会報告で触れている。退職者数に対する採用予定者数という視点だけではなく、広い視点を持って報告、勧告で明言できるよう、必要に応じて研究していく。

古市三久委員

任命権者ごとの採用者は何人か。

採用給与課長

本年度の採用予定者数で答えるが、大学卒程度は319人、資格免許職は1人、高校卒程度は29人、職務経験者試験は46人である。警察官の採用については、大学卒程度と高校卒程度を合わせて135人である。さらに市町村立学校の栄養士職と事務職を含めた採用予定者数の合計は548人である。

古市三久委員

大学卒程度の採用予定者319人と24人は知事部局か。

249人、64人、警察官135人など今まで出てきた人数の関係がよく分からないので説明願う。

採用給与課長

先ほど述べた大学卒程度の採用予定者数319人は、4月の先行実施枠と6月に実施した2回の試験を合わせた人数であり、6月実施の試験では採用予定者数288人に対し合格者は249人である。警察官の採用数について先ほど説明した135人は大学卒及び高校卒を対象とした採用試験の合計である。第1回の試験結果は、男性45人、女性15人合わせて60人の採用予定者数に対し、最終合格者は64人である。

古市三久委員

4月と6月に行った試験の採用予定者数について、任命権者ごとに資料で示してほしい。退職者数は任命権者ごとに個別に聞くが、人事委員会では退職者数について答弁できないということでのよいのか研究してほしい。県全体の職員の状況を把握する必要があると思うためよろしく願う。

採用給与課長

任命権者ごとの採用予定者数であるが、例えば、行政事務で採用された者が知事部局や教育庁、病院局など異なる任命権者に配属される場合があるため、採用予定者数が厳密に任命権者ごとに区分できるわけではないことを理解願う。

古市三久委員

配属先は採用後の人事の話であって、合格者を出す段階では各任命権者の必要人員は出ているとの説明であったはずである。その考え方で整理した資料の提出を求める。

採用給与課長

任命権者ごとの採用予定者数を整理し、後ほど提出する。

高宮光敏委員長

ただいま古市委員から資料の要求があったが、執行部では提出できるということでのよいか。

採用給与課長

よい。

古市三久委員

受験者の競争倍率が1.6倍となっている職種があり、過去の倍率と比較してかなり低いと思う。これまでの倍率の推移を尋ねる。

採用給与課長

1.6倍は、6月に実施した大学卒程度の倍率である。令和5年度2.0倍、4年度2.2倍、3年度3.0倍となっている。

古市三久委員

最近、公務員志望者が少ないと言われており、教員も倍率1.0倍程度に落ち込んでいる。4月と6月に実施している試験種別ごとに過去10年程度の倍率の推移をまとめた資料を提出願う。

採用給与課長

先行実施枠については、行政事務は今年度から、土木は令和3年度からの実施であるため、10年分の実績はない。

古市三久委員

承知した。

次に、技術系職員の採用に苦慮している実態、特に土木職が非常に不足している点について質問する。震災や水害対応で土木職は必要不可欠であり優秀な人材の確保が必要であるが、先行試験を実施しても実際は人材を確保できていない。これは全国的な傾向なのか、本県や東北地方の傾向なのか、人事委員会ではどのように分析しているか。

採用給与課長

委員指摘のとおり、採用をめぐる状況については、若年者層の減少と民間企業における旺盛な採用意欲が続いていることから公務員の採用が非常に厳しい状況であると分析しており、全国共通の状況であると認識している。

古市三久委員

20年ほど前は公務員志望者が多く採用試験の競争率が高かったが、今は技術職の仕事が忙しく残業が多いため、かなりの休職者もいる。このような状況からも給与や労働条件などの問題についてしっかり考えていかなければ技術系職員は集まらない。仕事を回していくためには、やはり人を多く配置していくことが必要であると思う。人事委員会がどのような人を採用していくかを本当に考えなければならない。

技術系の職員採用について、どのような取組を行ったらよいかは私もよく分からないが、本県で仕事をしてもらえるよう条件を整備し、受験者の増加にしっかり取り組んでほしいが、局長の考えを聞く。

人事委員会事務局長

技術系職員の確保は本県のみならず全国的な課題である。本県はまだ復興再生の途上であり、技術系職員は何としても必要であるため、技術系職員を確保できるよう、給与面、処遇面の改善を任命権者に求めていく。また、受験者を増やすことが必要な採用予定者数を確保することにつながると考えており、そのためには土木職等の技術系職員の仕事内容について情報発信が必要と考える。任命権者と連携し、インターンシップの導入・活用なども含め、本県の技術系職員の仕事ぶり、やりがい等について丁寧に情報発信しながら、受験者の確保に結びつけていきたい。

高宮光敏委員長

先ほど古市委員が求めた資料について内容を確認したい。

古市三久委員

人事委員会に報告されている任命権者ごとの採用予定者数について整理した資料である。任命権者及び実施時期、職種別にまとめた資料を求める。

高宮光敏委員長

執行部はこの資料をいつまでに提出できるか。

採用給与課長

明日までに提出する。

高宮光敏委員長

明日、10月1日までに提出願う。

宮川えみ子委員

近年、自然災害が頻発しており、例えば5年前に大きな水害があったいわき市では、予算が5倍程度になっているが、技術職が増えない、人が足りなくて厳しいといった現場の声を聞いている。技術系職員の2回目の試験が10月27日に実施されるが、採用予定者数に対して合格者がどれだけ不足しているのか、不足が大きい場合にはどのように対応するのか。

採用給与課長

先ほど説明したとおり9つの技術系職種について採用予定者数に達していない

ため、第2回採用試験の実施に向けて準備中である。なお、2回目の受験申込者数全員を加えても採用予定者数に達していない職種もあるため、ほかに職務経験者試験を実施する予定である。また、土木職については高校卒程度の採用も予定しており、大学卒程度以外の試験も含めて、可能な限り採用予定者数を確保できるよう試験を実施していく。

宮川えみ子委員

採用予定者数に対して具体的に何人程度不足しているのか。

採用給与課長

9つの職種合計で、採用予定者数42人に対し受験申込者数は37人である。

宮川えみ子委員

10月27日に実施する第2回の試験でも、42人に対して37人しか応募がないのか。全員が合格することはない上、さらに採用予定者数が減少するなど状況はますます厳しくなっていると思う。9つの職種の中で、どの職種がどれだけ不足しているのか。

採用給与課長

9職種中の不足数は、農業が1名、農業土木が7名、畜産が4名、福祉が1名であり、4職種で不足が生じている。

宮川えみ子委員

不足数が採用予定者42人と応募者37人の差である5人と一致しないのはなぜか。

採用給与課長

林業や土木などの職種は現時点で採用予定人数を上回る申込みがあるため、職種ごとに不足する人員を合計した人数と全体の採用予定者42人と応募者37人の差とは一致しない。

宮川えみ子委員

採用予定数と追加募集を含めた採用見込数、採用定数に達しない職種の不足人数について職種ごとにまとめた資料を求める。

次に、採用定数に達しない職種について、さらなる試験の実施予定など今後の対策を聞く。

採用給与課長

今後、職務経験者試験、高校卒程度試験等を実施する中で、技術職を確保してい

きたいと考えている。

高宮光敏委員長

対策についての答弁はどうか。

採用給与課長

対策については、職務経験者試験、高校卒程度試験によって不足する人員の確保に努めていく。それらの試験により採用しても不足する場合は、来年度の試験も含めて必要数を確保できるよう、採用予定者数等を加味していく。

なお、資料については古市委員から求めのあった資料と合わせて提出したい。

高宮光敏委員長

古市委員、宮川委員から請求のあった資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、10月1日までに提出願う。

古市三久委員

農業土木職について、専攻は農業土木のみか。土木専攻では駄目なのか。

採用給与課長

農業土木職に関しては、特別な資格を求めている。業務としては、圃場整備などの設計、監督であり、これらを学んだ学生の受験を想定している。業務内容を見て応募するよう期待する。

古市三久委員

現在本県では、圃場整備等の農業土木予算が増加している。私は土木専攻の学生でも農業土木の仕事はできると思うが、農業土木専攻に関わらず、農業土木ができる人材をよく研究して、幅広く応募してもらえるようにしてほしいと思うが、どうか。

採用給与課長

委員指摘のとおり、土木を専攻した者を農業土木にも採用できるかどうか、任命権者とよく協議をしながら今後研究を進めていく。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、人事委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより出納局の審査に入る。

今回、出納局については付託議案はないが、この際、会計管理者より発言を求められているので、これを許す。

会計管理者兼出納局長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会会計管理者兼出納局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

局長説明にあった3月開始のコンビニやスマートフォン決済アプリによる納付状況について聞く。

出納総務課長

本庁と県北管内において、納入通知書にバーコードを印字し、そのバーコードを読み取ることでコンビニやスマートフォン決済アプリによる納付が可能となるものである。コンビニでの納付については、県内だけでなく全国どこでも24時間納付でき、スマートフォン決済アプリでは自宅でも納付が可能である。納付状況については、バーコード印字の納入通知書は一部の科目が対象であるが、発行したうちの4

割程度でコンビニやスマートフォン決済アプリが利用されている。

古市三久委員

工事検査について、インターネットの双方向通信による遠隔臨場検査はどのように実施するのか。

工事検査課長

通常の工事検査は、現地に出向いて書類や現場の確認を行うもので、当該事務所の会議室などで書類等を検査するが、双方向通信による遠隔臨場検査は、請負業者の事業所と県の事務所をインターネットでつないだウェブ会議方式で書類等の検査を行い、業者が全ての書類を持参することなく検査できるようにするものである。

古市三久委員

書類の検査だけをウェブ上で行き、現場には検査に行くのか。

工事検査課長

書類の遠隔臨場検査が多くなっているが、一部では遠隔で検査している現場もある。

古市三久委員

主に書類の検査で、現場の検査にはあまり活用しないのか。

工事検査課長

現在は書類の検査が多い。現場検査については、工事現場によっては通信環境が悪いなど様々な要因があり、遠隔での現場検査は限られている。

古市三久委員

現場を確認せずに書類だけで十分な検査ができるのか疑問である。書類だけの検査で大丈夫なのか。

工事検査課長

現場の確認については、竣工検査の前に監督員が検査し、その結果を書面で取りまとめている。竣工検査は、監督員が取りまとめた書類と請負業者が保有している書類を確認し、最終的に現地に行って出来栄えや出来高を工事検査員が確認している。

古市三久委員

事前に書類を確認し、その後現場に行って最終的な検査をすると理解した。

高宮光敏委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、出納局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時 8分 休憩)

(午後 1時 9分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより監査委員事務局の審査に入る。

今回、監査委員事務局については付託議案はないが、この際、事務局長より発言を求められているので、これを許す。

監査委員事務局長

(別紙「9月県議会定例会総務委員会監査委員事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、監査委員事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時 12分 休憩)

(午後 1時 13分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより議会事務局の審査に入る。

直ちに、一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、議会事務局の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

10月2日は、総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

（午後 1時14分 散会）